

## 平成23年度第3回三郷市景観審議会

1 開催日時：平成24年2月29日（水）午前9時30分～11時00分

2 開催場所：三郷市役所 6階 第一委員会室

3 出席者 8名（委員総数10名）

（委員）

横張会長、 田邊委員（欠席）、 沼野委員、 岡永委員（欠席）、 川田委員、  
岡庭委員、 成川委員、 福脇委員、 中村委員、 白石委員

（事務局）

佐久間まちづくり推進部長（以下、まちづくり推進部長）、  
大久保まちづくり推進部理事兼副部長兼都市計画課長（以下、まちづくり推進部理事）、  
都市計画課： 池田課長補佐兼都市施設係長（以下、都市計画課長補佐）、  
松本主幹兼計画景観係長（以下、都市計画課主幹）、  
浦川主査（以下、都市計画課主査）、  
佐々木主任技師（以下、都市計画課主任技師）

4 議 題

議案第1号 三郷市公共施設景観ガイドラインについて【諮問】

5 報告事項

（1）三郷市景観条例の改正について【報告】

（2）三郷市景観計画の届出状況等【報告】

## 6 議事内容

### (1) 開 会

- (都市計画課長補佐) 司会挨拶

### (2) 会長あいさつ

- (横張会長)  
[開会のあいさつ]
- (まちづくり推進部理事)  
[委員10名中9名が出席していることを報告]
- 議長 (横張会長)  
[会議録の署名委員にいて、川田委員と成川委員を指名]
- (まちづくり推進部理事)  
[傍聴の申し込みがないことを報告]

### (3) 議 題

#### 議案第1号 三郷市公共施設景観ガイドラインについて【諮問】

- 議長 (横張会長)  
それでは、議案第1号三郷市公共施設景観ガイドラインについて、事務局より説明をお願いします。
- (都市計画課主幹)  
[公共施設景観ガイドラインについて説明する]
- 議長 (横張会長)  
ただいまの事務局より説明のありました公共施設景観ガイドラインにつきまして、ご意見等いただきたいと思えます。特に前回意見を頂戴いたしまして、それに対してこういう方針で修正したといった点が議案の資料にございましたけど、前回ご発言いただいた内容に対する修正がこれで良いのかとか、もう少しこういう点も配慮してもらえないのかとか、そういった事で結構ですので前回ご発言を思い出していただいて、これは自分だなというところがございましたら、そこにご意見いただければと思います。
- 議長 (横張会長)  
では皮切りに私のほうから、全体としては大変よくまとまっているといえますかやや批判的ないい方をしてしまうかもしれませんが、良くも悪くも教科書的に色々な事項を網羅されているなという風に拝見したんですが、事例写真として入れられ

ているのが本市のものがあまりない。できればやはり読まれる方にしてみると、本市の事例であれば「ああ、あれか」というのが直感的にわかっていただきやすい。とすれば可能な限りで結構ですけれども本市の事例をなるべく多く取り込んでいただいた方がわかりやすいのかなという風に思いました。

●（まちづくり推進部理事）

本市の部分でいいものを極力使うようにはしたんですけど、ガイドラインとして新たにつくったりメンテナンスしていくうえで参考になる、より良いものという事で写真を選ばせてもらったという事なので、もう一度他にないかどうかを確認したうえで、もし三郷市のものでこちらに載せられる良いものがあれば差し替えていきたいと思います。

●（成川委員）

河川の整備なんですけど、大場川なんかは矢板を打ち込んで河岸を守ってますけど、あれは川の生物の繁殖やなんかに対してはマイナス要素だと思うんですが、それを活かすように蛇かごとかそれ以外の工法に変えとかいう方向に今は市役所の方でもいっているんでしょうか。

●（まちづくり推進部理事）

河川の改修についてはうちの方では把握してない部分もあるんですけど、矢板を打ったところはいくまでも河川を守るための板であってその内側に蛇かごをつけたりというやり方はしております。

●（都市計画課主査）

市の河川、準用河川が若干あるんですけど、その中のご存じだとは思いますが、下第二大場川につきましては蛇かご形式で護岸形成いたしまして環境に配慮しています。これは河川法が平成9年に改正されておまして、それで景観・環境に配慮するという方針がありましたので蛇かごに変更したわけですが、市の河川もなるべく大きいものについては景観・環境に配慮した整備を行っているところもございます。あと、矢板についてでございますけども、市内はどうしても地盤が弱いという事で矢板を打たないと堤防が滑ってしまう、ということで滑り防止のために矢板を使っている箇所が結構あるということです。環境の配慮という点と堤防の安全性と両立していかないとなりませんので、市の河川についてはできるかぎり景観ガイドラインに基づいて整備の方を実施していきたいと景観担当としては思っております。

●議長（横張会長）

もう一点私のほうから、実際にこれを運用されていくときの手続きに関しましては87ページ以降にこういうかたちでもって今後進めていきますという事が示され

ていますが、実際にこうした手続きを通じて何をどういう風に誘導していくのかというのは、当然様々な解釈がありうることだと思います。今回まとめられたガイドラインについても、先程色々なものが盛り込まれているといただきましたけど、それは言い方を変えると、ある観点に立てば良いことが逆の観点に立てば良くないという風にいかようにも読めるところも中には当然入ってくる。そうなってくると、結局87ページに示されたような手続きを通じて、何を具体には誘導するのかというところが非常に大きなポイントになってくると思います。このガイドラインに従いながら同じ手続きを踏んでも答えは全然違うモノになるということは十分想定しうる事だと思います。ですので運用に対してこういう発想でいきたいんだといったあたりを、いかにこれを使って実際に事業をやる主体に伝えていくのか、そのフォローアップというのを今後どのようにお考えいただくのかといった辺りが、今日お話をうかがいながら非常に気になった点の一つでありました。

目立たせる目立たせないというのはなしで基調が目立たせないということはよくわかるんですけど、しかし、場合によっては目立たせないといけない。そういう時にどういう点を目立たせることを前提に、どういう点を目立たせないことを前提に考えていくのかというあたりが、このガイドラインを読んでもにわかにはそれがわかるというようなものではない。それは運用に対してこういう風に誘導していきたいとある意志を持った方が、これを使いながら実際にそれをやられる方に対して、ここには表現がない中で伝えていかなければならない部分となる。そこをどういう風にフォローされるのかなといった辺りがお話伺いながら考えたんですけど、目下お考えはございますか。

● (まちづくり推進部理事)

例えば、学校等は周りの景観に与える影響というのはかなり大きいものですから極力目立たないような色彩にするとかという事を考える必要があるんだろうと思いますが、ただ実際例えば何か災害があった時には避難施設になるわけですから、あそこに学校があるあるいは体育館があるという事がわからないといけない。わかるためには周りから浮き立つようなものでないとわかりにくいだろう。どちらかというところと矛盾してしまうところがあると思います。ただその中で、やはり学校施設ぐらひは地域にとってはそこにあるという事が認識されているだろうという認識に立った場合は、やはり周りの景観に影響を極力与えず周りの景観にマッチしたような形でやっていきたいと思います、というのがこのガイドラインの趣旨となりますので、例えばで学校を出しましたけど、それ以外の施設でもやはり目立たなければいけない部分と目立たせてはいけない部分があるので、この辺の折り合いをどう付けていくかというのは矛盾する話なので難しくてどうしようかなという事で考えていたんです

けど、今現在ではそんなに目立つような公共施設自体が無いだろうという事と、それから例えば、公共施設に誘導するための看板類サイン類で補っていくしかないのかなっていうところが、我々事務局としての考え方になるかなと思います。

●議長（横張会長）

今ご指摘の点が私も一番気になったところでして、これを読む限りはおのずとわかるというものではない。まさに今おっしゃったようにケースバイケースで目立たせなければ本来の機能を果たせないと状況と、そうしなくたって果たせるという状況と、市内にあっても両方場所によって併存してるんだと思います。そういうそれぞれの状況に応じた誘導のあり方を、どういう風に図っていくのかといったあたりがこれだけではむずかしい。

●（まちづくり推進部理事）

ヨーロッパ等では教会が一番目立つということで上に十字架があるからわかるという、ただ色合い的には周りと同じような色でありますけど、そういったシンボリックなものがあればいいのかなっていうのも一つありますけど、ケースバイケースで協議して景観担当と事業課の方でやっていくしかないのかなと思います。

●（川田委員）

資料の 8 ページの 15 番のイルミネーションの写真についてということでキャンドルイルミネーションは炎をともしている間だけのエネルギー収支ではなく、計画のスタート時から完全撤去までのエネルギー収支を勘案して実行すべきである。と全く切り捨てているような形で、今私どもが三郷駅の北口でイルミネーションやってみして、この熱源は全部省エネの熱源に切り替えているんですが、こういう例えばイルミネーションについての何かクレームとかこうやったらいいんじゃないかというのはこの審議会に注文きてるんですか。

●（都市計画課主査）

来ていません。

●（川田委員）

今の熱源は期間長いんですけど、電気の使用を省エネに十分考慮して実施してますので、もしそういう話がございましたら、そういう答えをしていただければと思います。

●（岡庭委員）

公共施設、学校もそうですけど、保育所とかそういった施設の周りに木を植えるわけですけど、秋以降になるとそれが落ち葉となって時期的な北西の風が吹きますと風下のお宅にその落ち葉が入っていく。あるところで見たんですけど、その落ち葉が自分の家に入ってくるのが嫌で絶えず日中も門を閉じて、門の隙間に入ってこ

ないようにこういうネットみたいなもので遮断した形。それは公共的な建物から一般市民の方に影響しているのかなと。そうした場合には、例えば外側には落ち葉の無い常緑樹を植え、敷地内に落葉樹を植える。そのことによって遮断してその他に影響を及ぼさない。また最近におきましても、2階建ての家が増えてますので、2階の雨戸によく葉っぱが入ってしまうというクレームもありまして、そういったことを考えますと、木の高さとか木の配列とかその辺も少し考えた方がいいのかなと思います。

●（まちづくり推進部理事）

植栽の内容について公共施設を今後やっていく場合には維持管理というのがやっぱり大事になってくるという事で、今回維持管理についての適正な維持管理をするようにという項目を入れさせていただいております。境界付近には常緑樹を入れて隣接する住宅等に影響のない場所に落葉樹というのは確かにおっしゃる通りに思うんですけど、なかなか敷地の面積と建物の配置を考えるとその通りにはいかない部分もあるのかなと思います。落葉が他の方のところに迷惑をかけないようにということであれば維持管理をしっかりしていくしかない、すべてが常緑樹というかたちもなかなか難しい。樹種についてもその施設ごと地域ごと、どこに施設があって周りがどういう状況なのかそれに合った植栽、配置を協議の中で事業課と考えていくしかないと思っております。

●（都市計画課主任技師）

ちょっと補足説明させていただきますと、今の落葉とかにつきましては、26ページのところ、あと34ページにもあるんですが、農地や隣地に日陰や落ち葉樹種等による悪影響を与えないよう考慮する、という配慮事項は盛り込んでございますので、今後計画があるときにはこれを基により良いものを計画するように致します

●議長（横張会長）

他にいかがでしょうか。それでは議案第一号は諮問でございますのでこの場で採決をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。この案で認めるという事でよろしいでしょうか。

●委員

〔全員賛成〕

●議長（横張会長）

ありがとうございます。それでは本件に関しましては全員賛成という事で、議案のとおり決定という事にさせていただきたいと思っております。

#### (4) 報告事項

##### ①三郷市景観条例の改正について

###### ●議長（横張会長）

それでは、続きまして次第の4、報告事項（1）三郷市景観条例の改正について、事務局より説明をお願いします。

###### ●（都市計画課主査）

[三郷市景観条例の改正について説明する]

###### ●（まちづくり推進部理事）

補足させていただきたいと思います。今の説明だけだとちょっと理解できないのかなと思いますので簡単に地域主権一括法の関係で何がどうなったので今回この条文が変わったというのを簡単に説明させていただければと思います。旧景観法第8条2項2号景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針というのが、旧法では定めるものとされていたのですが、これは定めるもの、という事は定めなければならないようなものだったものが、地域主権一括法によりましてその次の4ページで方針を定めるよう努めるものとする、努力義務になったという事でございます。定めることが必要だったものが、定めることに努めるものということに変わったために、こちらの方から削除されて別の方に移ったという事でございますので、その次のところの3号のところは変わっておりませんので無くなった分1号繰り上がったという事でございます。

###### ●議長（横張会長）

どうもありがとうございます。景観条例の根拠法としての景観法の改正に伴って数字が変わるという事が改正の内容であるという事でございますね。特に問題はないですね。それでは報告事項の2点目三郷市景観計画の届出状況等につきまして説明をお願いします。

##### ②三郷市景観計画の届出状況等【報告】

###### ●（都市計画課主査）

[三郷市景観計画の届出状況等について説明する]

###### ●議長（横張会長）

はい、ありがとうございます。それではただ今説明いただきましたこの届出状況等につきましてご意見いかがでしょうか。

●（沼野委員）

屋根材と建材の定義は違うかなと思います。建材は軽量化した方が当然安心感がある、マンセル値高い方が軽く感じますよね。屋根材と建材は分けて考えてもいいんじゃないかとおもいますが。

●（都市計画課主査）

屋根材として見ないという考えでしょうか、なるほど。その考え方は担当として持ち合わせていませんでしたのでちょっと研究させていただきたいなと思います。そうなれば、屋根として取り扱わないという形にはなると思いますので、今後の検討課題とさせていただいてよろしいでしょうか。

●議長（横張会長）

今のご意見と関連するんですけど、今回のこの件に関しては認めるという事についてはやぶさかではないのですが、今回と同じ論理で他の案件についても、もし同じような格好ででてきた場合にそれを良しとしていいのか。つまりこれが前例になって、前回と同じだから今回もいいだろう、という話を認めてよいかというそれはにわかにはそう言えないと思います。例えばこれは公園の中の面積的にも限定された大きさのもので、公園の中であって周りはみどりがあって景観的なインパクトが非常に少ないといった状況の中でこうしたことが認められるというのはいいと思うんですが、極端な例として東京ドームのようなかなり大規模な公共施設が同じ素材を使う場合、例えば大きな総合体育館という案件が持ち上がって総合体育館の屋根が今回と同じ素材を使うという事になった場合に、全く同じ論理の中で前回と同じでいいんでしょうということを認めていいかという、これは大分話が違ってきってしまうと思います。周囲に対する景観的インパクトというのが違うでしょうという話になると思いますので、例えばこの件はなんで OK にしたかという中に大きき的にも限定的であるし、且つ、公園の中の施設で周囲に対する景観的インパクトがきわめて限定的であったというあたりを加えておいた方がよろしいのではないのでしょうか。

例えば東京ドームに関しては色々物議をかもしたんですけど、東京ドームの隣に小石川後樂園という名勝の庭園がございますよね。あそこに行くと東京ドームが圧倒的なボリュームでその庭園の景観を簡単にいうとぶち壊している。ものすごい大きな白い壁がドーンと庭園の中に一番のビューポイントの背景にありまして、あれはとんでもないことをしちゃっていると思います。ですでああいうことが許されるというのはやはり景観行政として考えた場合にはあり得ないことだと思います。

ですので本市の場合そうしたことが起きるかわかりませんが、少なくとも今回の件に関しては先ほど申し上げたような条件があったがゆえに認めた話であるという



あたりは明記しておいた方が良いのではないのでしょうか。

もうひとつ5ページの㊸なんですけど、独立広告等に関しては変更できないということでこれはやむを得ないという事なんではないのでしょうか。

●（都市計画課主査）

実際のところ、市ではまだ屋外広告物条例を持っていなくて、アドバイザーの意見としてもらったのですが実際のところは景観計画に基づいて指導できない部分ではあるんですね。ですので強い話が出来なかったという部分がございます、市の屋外広告物条例が出来ましたらこういった部分も結構強く出来るところもあるんですが、今現在のところだと出来る出来ないという話をされてしまうと、出来ないというところでやむを得ないという話になってしまいます。

●議長（横張会長）

逆に屋外広告物条例が出来てもこの辺はなかなか難しいですよ。いわゆる CI として共通色を持って展開している企業はそれを理由にだったらおたくの市には出店しなくていいんですかみたいな逆に脅迫的なことになったりしますから、非常に悩ましい。

他にいかがですか。では特にご意見等ございませんようでしたら、本件に関しましては基本的には報告でございますのでここまでで。

ではほかになにか事務局の方からございますでしょうか。よろしいですか。では他にございませんでしたら、私のほうの議事進行につきましては以上で終了いたしましたので、進行を事務局の方にお返しします。

（5）閉 会

●（都市計画課長補佐）

慎重なご審議ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして景観審議会は閉会といたします。